

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第29号 | 2008年6月・7月・8月・9月

■CONTENTS | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告1 | 懇話会報告2 | 懇話会報告3 | シンポジウム報告 |

社倫研ニュース

第二回社会倫理研究奨励賞の公募

社会の様々な問題や動向に関する研究を奨励するという目的で、社会倫理研究所は昨年から社会倫理研究奨励賞を設置しています。第一回奨励賞の授賞式は2008年3月19日に行われました(詳細は第28号ニューズレター参照)。第二回の公募はすでに開始され、締め切りは12月10日となっています。詳細は<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/index.html>をご覧ください。

出版物

編著者	名称	発行日
社会倫理研究所編	『社会と倫理』第二十二号	2008年8月31日

社会倫理研究所の紀要『社会と倫理』22号が8月末に発行されました。社会倫理研究所が昨年から継続している「保護する責任」研究プロジェクトに関連する論文の特集が中心となっています。詳細はhttp://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/news/shakaitorinri_22.pdfをご覧ください。

懇話会／シンポジウム開催報告・予定

回次／日時	報告者	論題
懇話会		
第2回： 5月17日(土) 15時～17時	伊佐 智子氏 久留米大学・熊本県立大学 非常勤講師	わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について
	佐藤 直樹氏	

第3回： 6月7日（土） 15時～17時	九州工業大学情報工 学部 教授	ケータイ電話と『世間』
第4回： 6月21日（土） 14時～17時	清水 奈名子氏 宇都宮大学国際学 部 専任講師 堀場 明子氏 上智大学アジア文化 研究所 共同研究員	国連安全保障体制と『保護する責任』 の関係性—冷戦後の実行を中心に— インドネシアから見る国連の介入とそ の問題
第5回（予定）： 11月8日（土） 15時～17時 南山大学名古屋キャンパス N棟3階会議室	中西 久恵氏 名古屋大学大学院国 際開発研究科 教授	混迷アフガニスタン情勢と国際社会の 『介入』について
シンポジウム		
シンポジウム： 9月17日(水) 13時～18時 【統一テーマ：ガバナンスと環境問題 —自然と人間社会の調和を求めて】	マイケル・シーゲ ル氏 南山大学社会倫理研 究所 第一種研究所 員	趣旨説明
	加藤 尚武氏 鳥取環境大学 名誉 学長	環境・資源問題と社会科学の使命
	田中 優氏 未来バンク事業組 合 理事長	日本の地球温暖化問題は、どう解決さ れるべきなのか
	石川 良文氏 南山大学総合政策学 部 准教授	環境分野における社会科学的研究と環境 政策の実際
	谷口 照三氏 桃山学院大学経営学 部 教授	企業を取り巻く環境問題とガバナンス
共催シンポジウム（予定）： 10月25日(土) 13時～17時 南山大学名古屋キャンパス J棟1階特別合同研究室（Pルーム） （主催：日本技術士会 E T の会）	マイケル・シーゲ ル氏 南山大学社会倫理研 究所 第一種研究所 員	技術・ガバナンス・環境
	水野 朝夫氏 日本技術士会 E T の 会	技術者がとらえる環境問題の諸相
シンポジウム（予定）： 12月6日(土) 【統一テーマ：保護する責任—現場と 理論からの問題提起】	石田 淳氏 東京大学公共政策大 学院 教授	【統一テーマ：保護する責任—現場と 理論からの問題提起】
	西海 真樹氏 中央大学法学部 教 授	【統一テーマ：保護する責任—現場と 理論からの問題提起】

懇話会報告1

2008年度第2回懇話会

2008年5月17日（土）

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室

伊佐智子氏

(久留米大学・熊本県立大学非常勤講師)



去る2008年5月17日（土）、南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室（N301）にて、2008年度第2回懇話会が開催されました。講師に久留

米大学・熊本県立大学非常勤講師の伊佐智子先生をお招きして、「わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について」というタイトルでご講演をいただきました。

ご講演では、「リプロダクティブ・ライツ」の定義、意義等を説明していただいた後、「中絶問題とリプロダクティブ・ライツの関係」、さらには、「生殖補助医療とリプロダクティブ・ライツの関係」についてのご自身の見解を紹介していただき、最後に「生殖とはどういうことなのか」ということについても言及していただきました。具体的にご講演の内容は下記の通りです。

最初に、「リプロダクティブ・ライツ」をめぐる現況について、生む／生まないに関する自己決定の問題、死後生殖や代理懐胎などのような生殖をめぐる問題、医師不足に起因する医療現場における問題のほか、人口学的な視点からの少子化問題など様々な問題が指摘され、本講演では、これらの問題を女性のリプロダクティブ・ライツ全体にかかわる問題ととらえること、また、リプロダクティブ・ライツの輪郭を明らかにし、その現代的意義を検討する旨が説明されました。

続いて、リプロダクティブ・ライツの国際的な沿革についての概要、「妊娠と出産の間隔を自分で決定し、女性を取り巻く人間の意思に屈することなく、生むか否かを定める」という言葉に象徴されるリプロダクティブ・ライツの意義が説明されました。生殖を担う性をもつ存在として、健康な性と生殖が保障されることこそが重要であるということが強調されました。

次に、「中絶問題とリプロダクティブ・ライツの関係」については、性行為や妊娠をするか否かについての決定を女性自身に明確に託すこと、また、生殖に関する権利意識と啓発教育を行う必要があるということが強調されました。リプロダクティブ・ライツは、しばしば言われるような中絶の権利だけに限定されるわけではなく、生殖を担う女性の生殖機能を健康に保つために、必要なケアやサービスの享受が含まれるという点に

も留意する必要があるという見解を示されました。

また、リプロダクティブ・ライツに関するわが国の議論の現状について、法的・倫理的議論においては中絶の容認派と胎児の生命を尊重する立場が対立する構図を取っており、リプロダクティブ・ライツそのものの意義がなかなか浸透していない、他方、保健・医学等の領域においてはリプロダクティブ・ライツの重要性が認識され、権利意識を高める働きかけの意義が強調されていると指摘し、リプロダクティブ・ライツが一般女性にも正当に理解されるためには、どのようなことが考慮されるべきか検討していく必要があると主張されました。具体的には、リプロダクティブ・ライツについての本来の議論あるいは概念に立ち戻り、女性の性と生殖に関する権利そのものの意味を考えていく必要がある、とくに、現代においては、性と生殖の乖離、若者の性行動の活発化、成人女性の性に関する無知という問題があり、「望まない妊娠」を回避するための方策を検討していく必要があるとのことでした。従来のジェンダー・バイアスを見直し、生殖を担う人間に必要な教養として性と生殖についての正しい情報を伝えていくことが必要ではないかと主張されました。

続いて、リプロダクティブ・ライツをめぐる新しい問題として、「生殖補助医療とリプロダクティブ・ライツの関係」について、「生む」ということは生殖補助医療技術を使ってまで子を生むということを示すのか、ということについて言及されました。まず、リプロダクティブ・ライツには不妊であるということも含まれており、この不妊については、どのようなことが念頭に置かれているのかということを検討する必要があるという指摘がなされました。女性が身体的・心理的な理由から妊娠・出産するという役割を拒否する、不妊を望むということは、個人の選択として尊重されるべきである、女性は生むことを強制されるべきではないし、生まないことによって女性の「人間の尊厳」が減じられるわけではないということをも主張されました。

次に、生殖補助医療技術の発達と普及によって「生むという選択肢」は拡大されてきているように見えるが、果たしてリプロダクティブ・ライツの「生む権利」の問題なのかということを検討する必要があると述べられました。技術によって人為的に生命をつくり出すことは、第三者（とくに子）に対して多大な影響が及ぶ危険性がある。また、技術が不安定なものであるのに加え、経済的負担や女性の精神的・身体的リスクも大きい。このような様々な理由から、「生む権利」はリプロダクティブ・ライツには含まれず、不妊治療助成金の給付等の対策で不妊治療を実施しやすくすることよりも、不妊となる原因を解決することこそが本来のリプロダクティブ・ライツのあり方ではないかと結論づけられました。

最後に、私たちにとって「生殖とはどういうことなのか」ということについて、言及されました。生殖については、一般的には出生率で語られるということがあるが、世代の継続につながる非常に根本的なものである。生殖は単に瞬間的な「生み、生まれる」ということだけではなく、養育するということが続くべきであるが、日本の議論ではなかなか養育にまで話が進展しない。たとえば、「望まない妊娠」が児童虐待につながっていること、赤ちゃんポスト設置機関などへの相談が多くなっているという現実を考えると、「望まない妊娠でも、やはり生むべきだ」というようなことは必ずしも言うべき



ではないと主張されました。

最後に、リプロダクティブ・ライツの確立のためには、生む／生まないということについて、各人が自分自身をそのまま受け容れることが重要であり、そのための性と生殖にかかわる正しい教育や情報へのアクセスの可能性を開いていくこと、各人が等しい人間として尊厳をもち、尊重されることを実現していくべきではないかと述べられ、ご講演を締めくくられました。

た。

その後の質疑応答では、リプロダクティブ・ライツの法的性質、リプロダクティブ・ライツを「女性の権利」として強調していくことの意義と危険性、「望まない妊娠」にかかわる男性の権利や義務、リプロダクティブ・ライツをめぐる宗教や価値観の多様化などの問題について議論が交わされました。

文責 梅澤彩(椋山女学園大学現代マネジメント学部講師)

懇話会報告2



2008年度第3回懇話会

2008年6月7日（土）15：00～17：00

南山大学名古屋キャンパス

J棟1F会議室（Pルーム）

佐藤直樹先生（九州工業大学）

「ケータイ電話と『世間』」

佐藤先生は冒頭で、ケータイを通じた関係が「親密圏」に閉じる、メールがいじめのツールとなる、という二つの現象が、「IT世間」の登場を示すものだという解釈を提示されました。そこから「世間」の考察に話が進みました。佐藤先生によると、日本には「世間」は存在するが、個人individualと社会societyは不在だとのこと。この証拠として、日本では権利を掲げる法律が西欧でもつ意義をもたないということでした。Right権利という語には、正しいという意味もあるが、日本において権利は正しさを決めるものとはみなされていない、というのです。佐藤先生はこの例証として2004年のイラク人質事件における被害者とその家族へのバッシング、そして1983年に起きた隣人訴訟を挙げられました。隣人訴訟では、ある家族が近所の子供を頼まれて預かったが、その子供が目を離した隙に池で溺死して子供の家族から訴えられました。判決では原告が損害賠償を認められたものの、契約不履行による権利の侵害があるとはみなされず、しかも判決が報道されると原告家族はバッシングを受けて訴訟を取り下げました。佐藤先生による

と、このような事例は原告の権利より「世間のオキテ」が優先することを示しています。法律は個人と社会の成立を前提するが、日本ではこれがないためこのような事例がおきるのだそうです。

佐藤先生は「世間」をつくりあげる「オキテ」として四要素を挙げられました。第一に、社会が契約関係で構成されるのに対して、「世間」は贈与・互酬の関係で構成されます。贈与・互酬の関係は、中元・歳暮に代表される「親切－義理－返礼」の連鎖です。この連鎖は西欧ではキリスト教の浸透とともに12・13世紀に消滅したそうです。第二に、社会が法の下での平等で構成されるのに対して、「世間」は身分秩序で構成されます。名刺交換、二人称の多様性、敬語、夫婦茶碗は夫の方が大きいといった、外国人が適応しがたい現象が、この身分重視を示しているそうです。第三に、社会では個人とその時間意識が尊重されるのに対して、「世間」では共同体とその時間意識が尊重されます。都市化と告解によって西欧で成立した個人が、日本には不在だそうです。このことは、「お世話になっています」や「どうぞよろしく申し上げます」といった独特な表現や、西欧にはほとんど存在しないという母子心中、そして気遣いの要求される環境から生じる対人恐怖により例証されるそうです。第四に、社会が合理性で構成されるのに対して、「世間」は呪術性で構成されます。たとえば、日本では結婚式は大安がよく葬式は友引にはしないのに対し、西欧ではこのような因習は12・13世紀に「贖罪規定書」によって否定されたそうです。また日本では、志布志の選挙違反でっちあげ事件にみられるように「無罪推定の法理」が働かないが、それは犯罪が穢れとして意識されるからだそうです。

このような「世間」に関する長い考察の後、佐藤先生は、日本のケータイの使用の現状が世間の拡大再生産として理解できると論じられました。人々がメールをもらったら返さなければならぬと考えるのは、「贈与・互酬の関係」の規範の現れで、ケータイによって「つながってなくちゃなんない」と考えて相手に配慮するのは、共通の時間意識の尊重の現れだそうです。ケータイは「ひとりでいてもひとりじゃない」という新奇な状態をつくりだしているが、それは世間がさらに実現される状況をもたらしたということだ、と佐藤先生は論じられました。

講演後には、研究者だけでなく一般の方々からも様々な質問、評価、批判が出ました。文責者も、日本のケータイやメール使用の現状は欧米のものとよく似ているので、日本の特異性によって分析するには無理があるのではないかと、また、(自由主義的)社会の理念が欧米では現実に貫徹されていて世間的共同体は存在しないというという論拠は薄弱ではないか、という懸念を表明しました。

文責 鈴木真(社会倫理研究所研究員)



2008年度第4回懇話会

2008年6月21日（土）

南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室



第4回懇話会は、宇都宮大学国際学部専任講師の清水奈名子氏による「国連安全保障体制と『保護する責任』の関係性—冷戦後の実行を中心に—」と上智大学アジア文化研究所共同研究

員の堀場明子氏による「インドネシアから見る国連の介入とその問題」の二本立てで開催されました。ここで簡単に概要をご紹介します。

まず、清水氏からは、冷戦後の国際社会において、国内紛争の犠牲者をいかに保護するか、という問題が提起されました。近年、「保護する責任（Responsibility to Protect）」と呼ばれる問題です。この「保護する責任」を巡る国連の役割が清水報告の中心です。国連を巡っては、「第二次世界大戦の戦勝国が創った戦後秩序維持機構」としての、現実主義的な側面と「より規範的な国際秩序を構築するための機構」としての、どちらかといえば理想主義的な側面が混在しています。清水報告は、「国連は誰の安全をどのように保障するのかという問題を考える必要がある」と指摘する一方、国家によって創られた国連が「人間の安全保障を最優先課題とすることの限界」の存在も指摘されました。

国際法・国際機構論を専門とされる清水氏の報告が、国連、とりわけ安全保障理事会の役割に着目した理論的なものであったのに対し、インドネシア・アンボン島での豊富な現地調査に基づいた堀場氏の報告は実践的・具体的なものでした。堀場氏は、「保護する責任」を国家による自国民の保護を基本的義務と捉える画期的なものとして位置づけつつ、その実施や、国家による保護が果たされない場合の国際社会の役割についての問題点が指摘されました。インドネシアにおいても見られたように、国内に放置できない人道的危機があっても、国際社会は内政不干涉原則を盾に沈黙してきたのであり、それぞれの時代背景と大国の思惑が優先されてきたからです。その上で、「保護する責任」が具体的な紛争でどのように援用されたか、あるいは、されないかについての実証的な検証の必要性が指摘されました。

両氏の報告とも、「保護する責任を実践するにあたっての国連の役割とその問題点」ということでは共通しており、両氏の間でも、また、出席者との質疑応答の中でも活発な議論が行われました。その一方で、「保護する責任」を議論することの限界も見えたような気がします。というのは、「保護する責任」論の中核は、「他国の甚大な人権侵害を国際社会はいかに食い止めるか」ということにあり、これは、究極的な手段としての武力介入が許容されるか、という問題に行き着くことになります。そうすると、大国の思惑、中立性、他の同



様な状況に対して同様の介入が実施されているかという「二重基準（ダブル・スタンダード）」の問題も出てきます。さらに、日本の役割を議論することになれば、憲法上の限界という問題も出てきます。武力行使も含めた「適切かつ正統な介入のあり方」の議論をどのように深めることができるのか。両氏の報告は、方向性を異にしつつ、共に極めて重い問いかけであったように思います。

文責 山田哲也（南山大学総合政策学部教授）

シンポジウム報告

「ガバナンスと環境問題—自然と人間社会の調和を求めて」

2008年9月17日（水） 13時～18時

南山大学名古屋キャンパスDB1教室

丸山雅夫所長の開会の挨拶の後、シーゲル研究所員が今回のシンポジウムの趣旨説明をされました。循環型社会、共生、地産地消などという自然と人間社会の調和を構成する理念は明らかになってきた。そこでエコロジーの観点から社会の理想像を描くことはできる。しかし、現在そのような社会に移ることは難しい。社会倫理研究所は、このような認識のもとに「環境とガバナンス」プロジェクトを立ち上げた。今回のシンポジウムでは、環境にかかわる社会の経済的、社会的、文化的現状を分析し、環境問題に対する現実的な対策を考えようという趣旨である。様々な環境問題は関連しているので、個々の問題への対応だけでなく、総合的で根本的な解決も視野に入れながら議論してほしい。このような趣旨説明の後、加藤尚武氏(鳥取環境大学名誉学長)が「環境・資源問題と社会科学の使命」と題して基調演説をされました。



講演の焦点は漁業資源の枯渇でした。加藤氏によると、漁業の主たる場である公海は誰かだけのものにするとということが現実的な選択肢ではない。したがって、自由に誰でも漁獲できるという状態を独占的所有権の設定によって防ぐことはできない。自己利益のためには今のうちに魚を獲って金に換えておくほうが漁を控えるよりよいため、乱用により公有地が価値を失ってしまうという「共有地の悲劇」が進行している。この乱獲が起こったのは、漁法と冷蔵における技術革新と魚食の世界的な普及による需要の増加のためである。現在の漁獲量は再生可能収獲量を超えており、それでも魚が不足している。海洋資源の合理的利用のためには科学的調査に基づく実効ある国際協力が必要である。加藤氏は、具体策としては、経済学者ジェフリー・ヒールによる漁獲水準の設定、漁獲許可証の導入、漁獲許可証取引市場の設立といった漁業の市場介入が

必要であるという提案を批判的に検討されました。

次に、田中優氏（NGO未来バンク事業組合理事長）が「日本の地球温暖化問題は、どう解決されるべきなのか」と題して第二の基調演説をされました。話の焦点はエネルギー問題と温暖化問題の現状とそれに対する具体策にありました。田中氏によると、今後石油生産量は増えず消費は鈍化しないと予測されるので、需要が供給を上回ることが予測される。石油をはじめ、天然ガス、ウランといった埋蔵資源の確認埋蔵量は100年未満で尽きる。石炭などはそれ以上あるが、温暖化ガスのために使用が難しい。自然エネルギーへの変換は不可避である。温暖化問題において、日本政府は家庭消費を問題とするが、実際はCO2排出量の1/5を出すだけであり、排出量の大部分は企業による。発電のために最もCO2が排出されるが、この電力消費量の大部分を担う産業には電力を消費すればするほど安くなるという料金制度が設定されているのが問題である。太陽、風力、地熱などの自然エネルギーはCO2の排出量が一般的に少なく、またその発電コストは格段に下がってきている。日本も石油・原子力などの埋蔵エネルギーに頼る方針をやめ、EUのように自然エネルギー利用技術の改良と採用の方向に転換すべきである。

この刺激的な講演の後、石川良文氏（南山大学総合政策学部准教授）が「環境分野における社会科学的研究と環境政策の実際」と題して講演されました。講演の第一のポイントは、環境問題の解決における社会科学的研究の役割・必要性を把握するために、自然科学と工学とのアナロジーで社会科学と政策学を見てみるということでした。第二のポイントは、実際の環境政策の問題点とその解決策を考察することでした。石川氏によると、地域での環境政策に関して、①政策キーワードの受け売りによる政策手段の目的化、②環境問題の重要性の伝達不足、③政策立案と評価において客観的（定量的）分析が欠如する、といった問題点がある。①については、制度設計の要点、費用と効果分析方法の指針の提示、信頼できる専門家集団の育成と支援が解決の糸口となる。②については、環境心理学による環境配慮行動モデルとマーケティングを導入し、サイレントマジョリティに配慮した立案体制をとる必要がある。③については、環境政策評価方法の改善、環境・経済統合モデルの開発、簡便な定量分析手法の開発、政策評価のための行政データの公開が求められる。

最後に谷口照三氏（桃山学院大学経営学部教授）が「企業を取り巻く環境問題とガバナンス」と題して講演されました。谷口氏によると、社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）を果たす企業経営においては、企業は自らが生み出しうる環境問題をはじめとする社会問題に対する責任を果たし、人間生活や社会のニーズに応える事業活動を行なう。経済、環境、社会の三つが企業が持続可能性に配慮すべき対象であるが、これまで経済の持続可能性に他の二つが従属させられてきた。しかし、今後はEUなどにみられるように他の二つを優先させるべきである。これまで企業は環境問題に関しては汚染処理を生産プロセスの最後に施すだけであったが、これだと資源問題と環境破壊要因がなくなる。害のあるものを使用せず、省資源、再利用、再資源化を推進して廃棄物が出ないようにする方向に経営を変える必要がある。このようなCSR経営への移行には、企業の株主、従業員、顧客などはもとより、行政機関、NPOなどの市民的社会組織、地域社会の協力が不可欠である。

この後討論が行なわれました。私の記憶に残った質疑は以下の通りです。コンビニの

24時間営業の是非に関する質問で、放射能発電所はいつも稼働しているので電気の消費量が夜増えると（そうでなければ使わなくてすむ）火力発電所を使うことになってCO2消費が増える、と田中氏は指摘されました。私がした鉱物資源の枯渇への対応に関する質問には、再利用の技術と仕組みづくりが大切だと田中氏と石川氏が答えてくださいました。最後に南山大学の人類文化学科の学生の荒川さんから、環境問題に対する一般的な指針はわかったけれども、今後5年・10年で具体的に何をすればよいのか、という今後の課題を示唆するような質問が出ました。



文責 鈴木真

(社会倫理研究所研究員)